

【マイナンバー】手続きの際にお持ちいただくもの

ご本人が来庁して手続きをされる場合、ご本人が郵送で手続きをされる場合

I. マイナンバーがわかるもの (以下のいずれか1つ)

- マイナンバーの通知カード
- マイナンバー入りの住民票
- 個人番号カード
- マイナンバー入りの住民票記載事項証明書

II. ご本人であることが確認できるもの (Aのうちから1点もしくはBのうちから2点)

- 顔写真付きの住基カード
- 運転免許証
- 運転経歴証明書(交付日が平成24年4月1日以降のもので、交付日から10年未満のもの)
- パスポート
- 在留カード
- 特別永住者証明書
- 身体障害者手帳(交付日から10年未満のもの)
- 精神障害者保健福祉手帳(顔写真がついているもの)
- 療育手帳
- 個人番号カード

※マイナンバーの通知カードは、ご本人であることを確認する書類としては使えません。

A

- 健康保険の被保険者証、健康保険の高齢受給者証
- 介護保険の被保険者証、介護保険の負担割合証
- 医療受給者証
- 年金手帳、各種年金証書、基礎年金番号通知書、年金振込額通知書
- 身体障害者手帳(交付日から10年以上のもの)
- 精神障害者保健福祉手帳(顔写真がついていないもの)
- 母子健康手帳
- 児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書
- 顔写真のついていない住基カード
- 国、地方公共団体の職員証
- 箕面市から郵送(手交)している書類 ※1種1点のみです。同種のもので2点の提示は不可です。
(納税通知書、生活保護決定通知書・受給証明書(6ヶ月以内のもの) 等)

B

- 宅地建物取引士証
- 船員手帳
- 海技免状・小型船舶操縦免許証
- 猟銃・空気銃所持許可証
- 戦傷病者手帳
- 電気工事士免状
- 無線従事者免許証
- 認定電気工事従事者認定証
- 特殊電気工事資格者認定証
- 耐空検査員の証
- 航空従事者技能証明書
- 運航管理者技能検定合格証明書
- 動力車操縦者運転免許証
- 教習資格認定証
- 警備業法に規定する合格証明書
- 官公署が発行し、顔写真、氏名、生年月日又は住所が載っている資格証明書

- 預金通帳・キャッシュカード・クレジットカード
- 国若しくは地方公共団体の機関以外が発行した身分証明書(学生証、社員証等)
- 公共料金の通知書(ご本人名義のもの)

ここからの提示は
1点のみ可能です。
このなかのもののみで
2点は不可です。

【マイナンバー】手続きの際にお持ちいただくもの

代理人のかたが来庁して手続きをされる場合、代理人のかたが郵送で手続きをされる場合

I. 代理権がわかるもの

法定代理人の場合・・・戸籍謄本 登記事項証明書

任意代理人の場合・・・委任状

II. 代理人のかたの、ご本人であることが確認できるもの

(Aのうちから1点もしくはBのうちから2点)

- 顔写真付きの住基カード
- 運転免許証
- 運転経歴証明書(交付日が平成24年4月1日以降のもので、交付日から10年未満のもの)
- パスポート
- 在留カード
- 特別永住者証明書
- 身体障害者手帳(交付日から10年未満のもの)
- 精神障害者保健福祉手帳(顔写真がついているもの)
- 療育手帳
- 個人番号カード

※マイナンバーの通知カードは、ご本人であることを確認する書類としては使えません。

A

- 健康保険の被保険者証、健康保険の高齢受給者証
- 介護保険の被保険者証、介護保険の負担割合証
- 医療受給者証
- 年金手帳、各種年金証書、基礎年金番号通知書、年金振込額通知書
- 身体障害者手帳(交付日から10年以上のもの)
- 精神障害者保健福祉手帳(顔写真がついていないもの)
- 母子健康手帳
- 児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書
- 顔写真のついていない住基カード
- 国、地方公共団体の職員証
- 箕面市から郵送(手交)している書類 ※1種1点のみです。同種のもので2点の提示は不可です。
(納税通知書、生活保護決定通知書・受給証明書(6ヶ月以内のもの) 等)

- 宅地建物取引士証 船員手帳 海技免状・小型船舶操縦免許証
- 猟銃・空気銃所持許可証 戦傷病者手帳 電気工事士免状
- 無線従事者免許証 認定電気工事従事者認定証
- 特殊電気工事資格者認定証 耐空検査員の証 航空従事者技能証明書
- 運航管理者技能検定合格証明書 動力車操縦者運転免許証
- 教習資格認定証 警備業法に規定する合格証明書
- 官公署が発行し、顔写真、氏名、生年月日又は住所が載っている資格証明書

- 預金通帳・キャッシュカード・クレジットカード
- 国若しくは地方公共団体の機関以外が発行した身分証明書(学生証、社員証等)
- 公共料金の通知書(ご本人名義のもの)

ここからの提示は
1点のみ可能です。
このなかのもののみで
2点は不可です。

III. ご本人(依頼されたかた)のマイナンバーがわかるもの (以下のいずれか1つ)

- マイナンバーの通知カード マイナンバー入りの住民票
- 個人番号カード マイナンバー入りの住民票記載事項証明書